

(案)

川根本町こども計画

令和7年3月

川 根 本 町

目次

第1章 計画策定の目的と考え方.....	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨.....	1
第2節 計画の性格と位置づけ.....	2
第3節 計画の対象.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 SDGsに対応した計画推進.....	4
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境.....	5
第1節 統計データにみる現状.....	5
第2節 アンケート調査にみる現状.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	36
第1節 基本理念.....	36
第2節 基本目標.....	37
第3節 施策の体系.....	38
第4章 推進施策.....	40
第1節 こども・子育て支援サービスの充実.....	40
第2節 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	47
第3節 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援.....	49
第4節 子育てができる環境づくり.....	53
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策.....	55
第1節 教育・保育提供区域について.....	55
第2節 こども数の推計.....	56
第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	57
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等.....	62
第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供.....	72
第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	72
第6章 計画の推進.....	73
第1節 推進体制.....	73
第2節 計画の点検・評価.....	73

第1章 計画策定の目的と考え方

第1節 計画策定の背景及び趣旨

近年の我が国のこども施策は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）に基づいた子育て支援施策を中心に、こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に対応するため、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等に関する様々な法令が施行され、それぞれに基づいた取組が行われてきました。

一方で、全国的に少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていない状態であり、少子化は今後の社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題となっています。

そのような中で令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに、「こども基本法」の施行と同時に、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に取り組み司令塔として「こども家庭庁」が発足しています。

当町においては、平成18年3月に「川根本町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に「川根本町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成27年3月には子ども・子育て支援新制度のもと「（第1期）川根本町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年には「第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て支援策を推進してきました。また、その間にも、川根本町の未来を担うこどもたちが大きな夢をもち、生き生きと輝き育つまちづくりの実現のため、少子化やこども・子育てを取り巻く環境の変化に合わせた様々な施策を展開してきました。

この度施行された「こども基本法」では、こどもを取り巻く各計画を市町村こども計画として一体的に策定することが可能となっています。当町においても、「こども」は町の宝であると捉え、少子化対策、こども・子育て施策の充実に全庁をあげて一元的に取り組むため、また、「第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画」の終期が令和6年度であることから、新たに令和7年度を始期とする「川根本町こども計画」として一体的に策定することとなりました。

「川根本町こども計画」では、これまでの実績や課題を整理するとともに、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な課題の解決に向けて、切れ目なく幅広い支援を展開していきます。

また、「こども・若者は、社会をともにつくる権利主体である」ということを再確認し、こども・若者ととともに社会をつくるという認識のもと、こども・若者が自分の意見を述べるができる場や機会をつくり、意見を持つための様々な支援を行い、主体的に地域や社会づくりに参画する機会をなくさないことが重要です。また、大人は、大人の考えやこれまでの慣習を一方向的に押し付けることなく、こども・若者をひとりの人として、対等な立場で意見を聴いて尊重する姿勢が大切です。

すべてのこども・若者が個人として尊重され、必要に応じて地域や社会全体から支援を受けられる環境を整備し、自分の意見や考え、希望を持ち、周囲と支え合いながら成長し、身体的、精神的、社会的に自分らしく幸せに生きていける川根本町を実現するために策定します。

第2節 計画の性格と位置づけ

この計画は「こども基本法」第10条に基づき、以下の計画を一体的に策定したものです。

- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困解消計画」

<こども基本法 第10条 第2項>

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<子ども・子育て支援法 第61条 第1項>

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

<母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条 第1項>

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

<子ども・若者育成支援推進法 第9条 第2項>

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

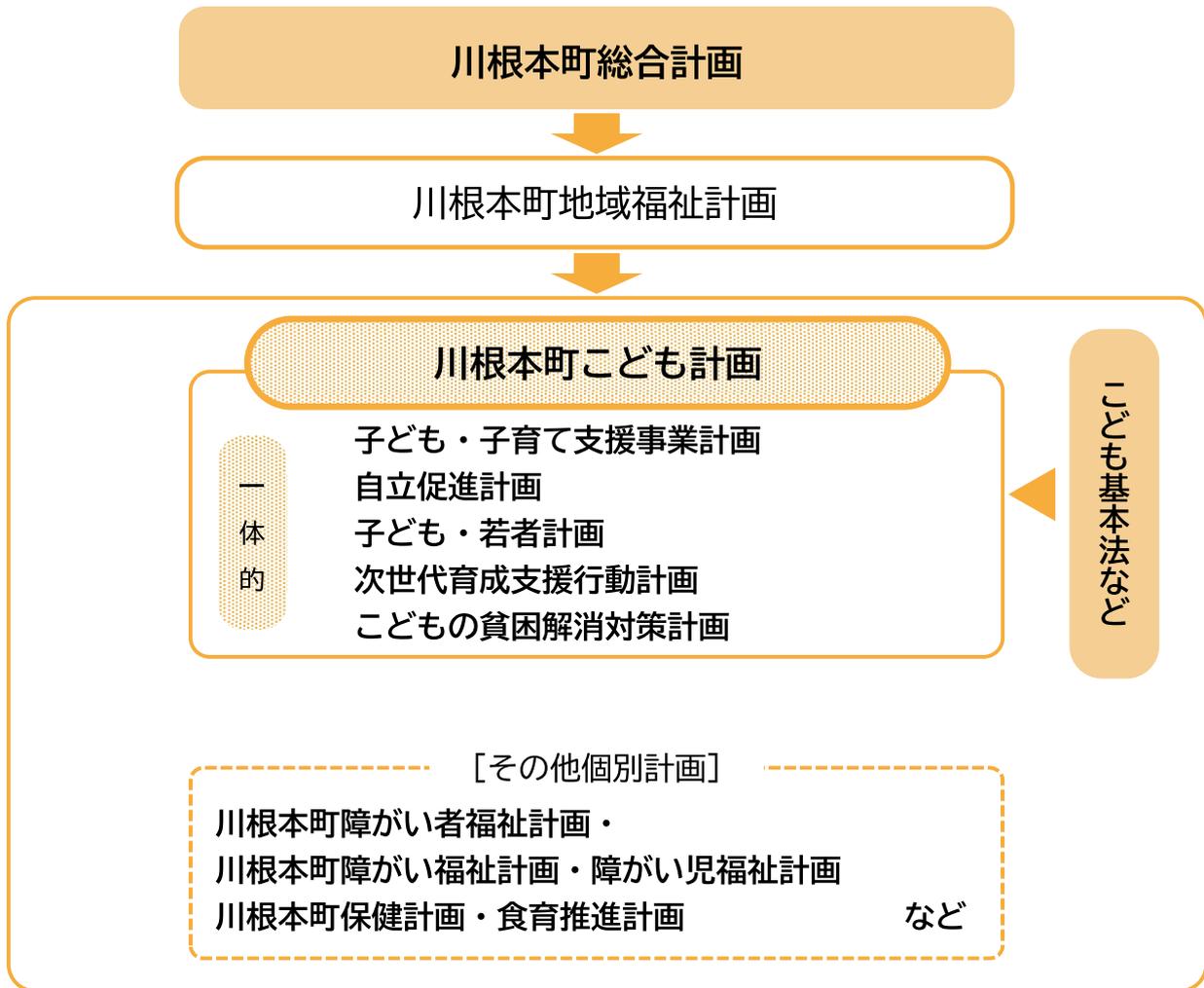
<次世代育成支援対策推進法 第8条 第1項>

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

<こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条 第2項>

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<関連図>



第3節 計画の対象

こども、こどもの親、若者を取り巻くすべての構成員を対象とし、さらに国の「こども基本法」において、「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を定めないとされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

第4節 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、本計画は令和11年度中に見直しを行い、令和12年度を初年度とする第2期計画を策定する予定ですが、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画期間中においては進捗状況を管理・検証し、必要と判断される場合には見直しを行うこととします。

<計画の期間>

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)							
		川根本町こども計画 (令和7年度～令和11年度)					
						見直し	次期計画

第5節 SDGsに対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。本計画においては、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

第1節 統計データにみる現状

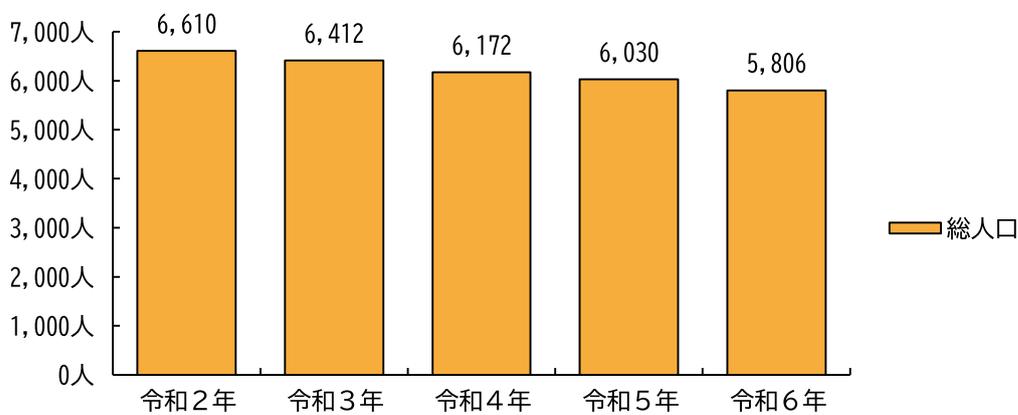
(1) 人口の動向

①人口

令和6年4月1日現在、川根本町の総人口は5,806人となっており、令和2年以降は減少傾向にあります。

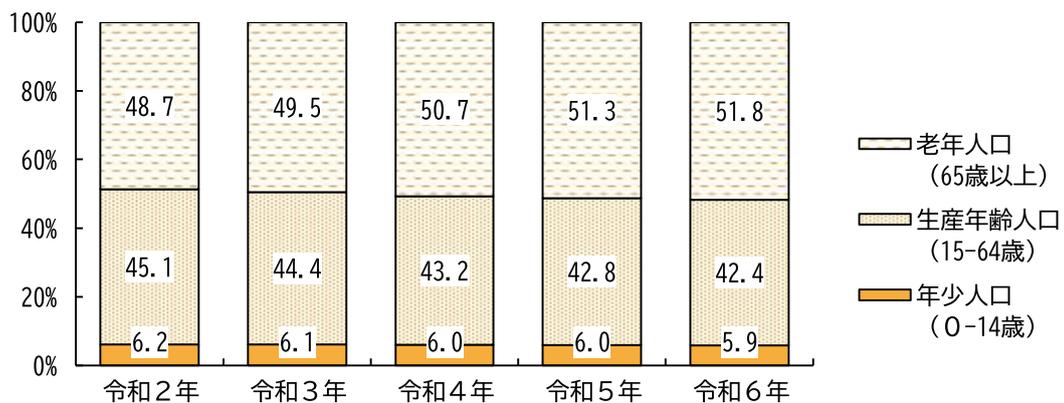
年齢3区分別人口割合の推移をみると、令和2年以降はおおむね横ばいで推移し、大きな比率の変化はみられません。

<総人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<年齢3区分別人口割合の推移>

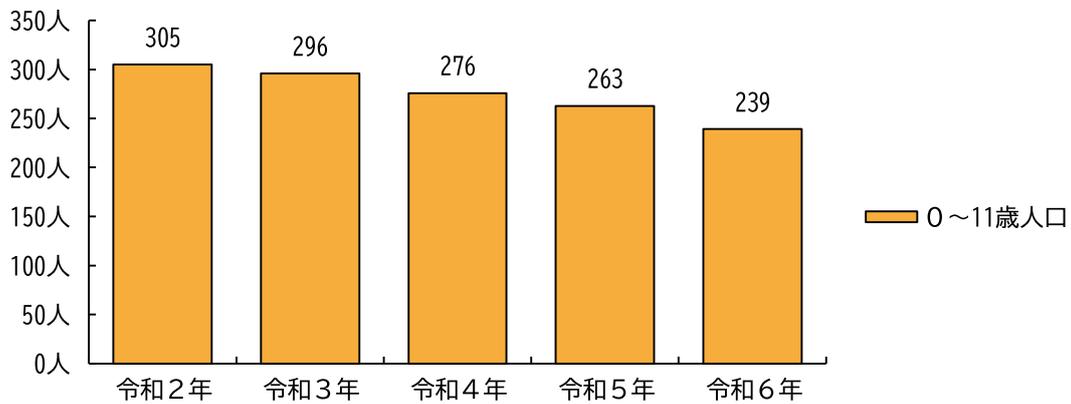


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②0～11歳人口

0～11歳人口の推移をみると、令和6年で239人となっており、令和2年以降も減少傾向にあります。

<0～11歳人口の推移>

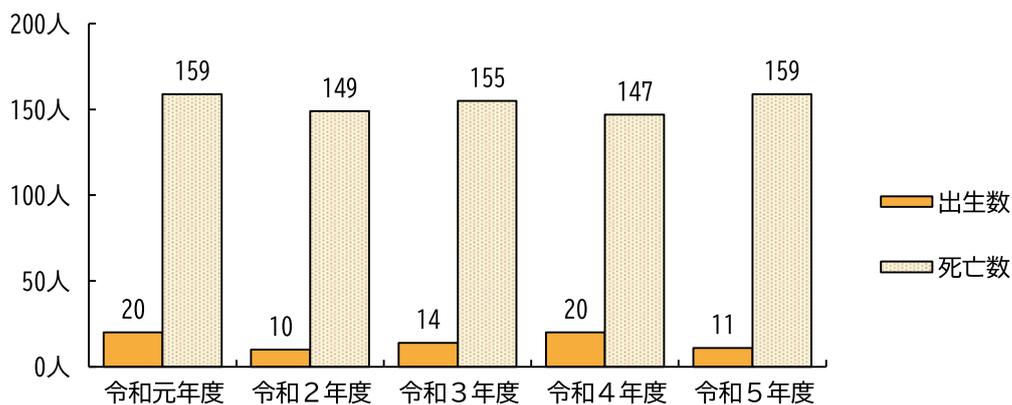


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③自然動態と社会動態

自然動態の推移をみると、令和元年度以降、死亡数が出生数を上回り自然減となっています。

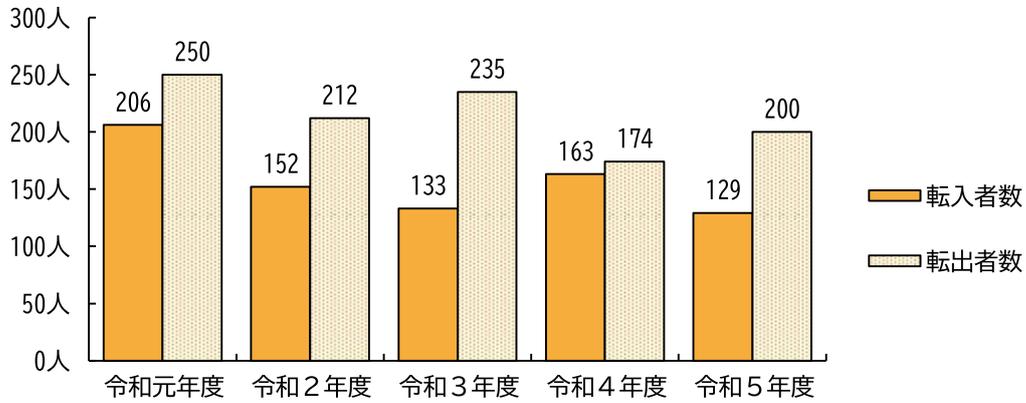
<自然動態の推移>



資料：税務住民課資料

社会動態の推移をみると、令和元年度以降、転出者数が転入者数を上回り社会減となっています。

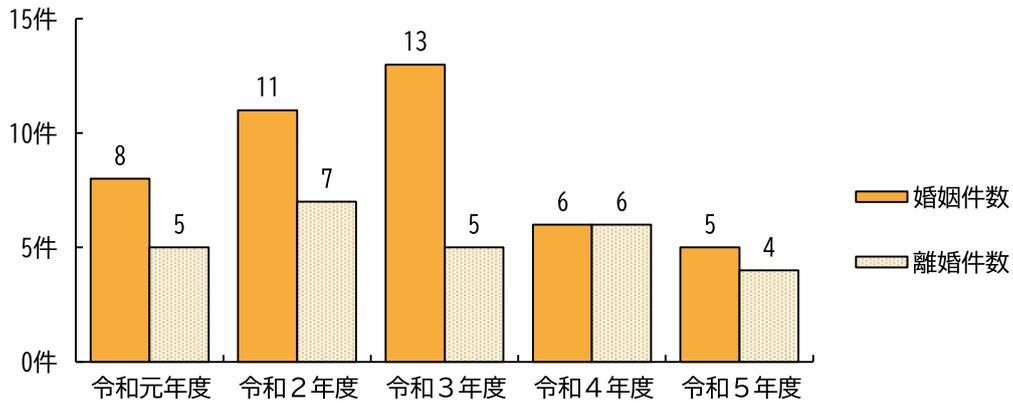
<社会動態の推移>



資料：税務住民課資料

婚姻・離婚件数の推移をみると、令和元年度以降は婚姻件数が離婚件数をおおむね上回って推移しています。

<婚姻・離婚件数の推移>



資料：税務住民課資料（戸籍受理簿より）

(2) 子育て支援サービスの状況

① 保育園の状況

保育園数は、公立保育園が2件、私立保育園が1件です。

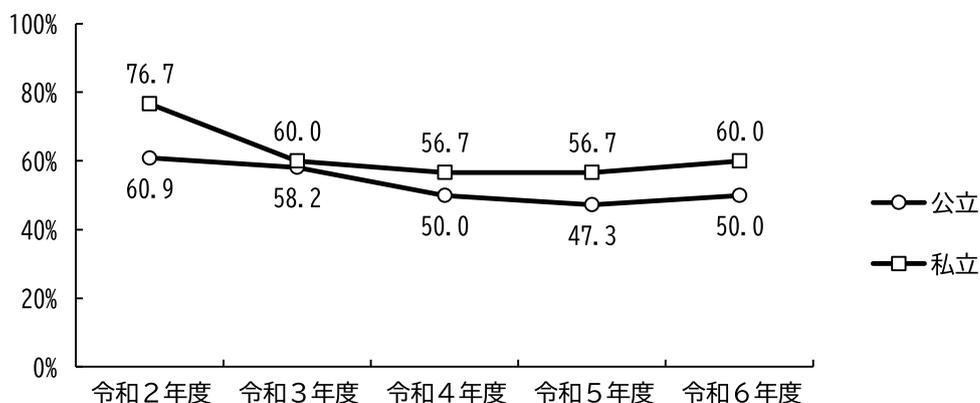
公立保育園・私立保育園の就園率はともに令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度においては、公立保育園では50.0%、私立保育園では60.0%となっています。

< 保育所園数・児童数の推移 >

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育園数(園)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	110	110	110	110	110
	在園児童数(人)	67	64	55	52	55
	就園率(%)	60.9	58.2	50.0	47.3	50.0
私立	保育園数(園)	1	1	1	1	1
	認可定員数(人)	30	30	30	30	30
	在園児童数(人)	23	18	17	17	18
	就園率(%)	76.7	60.0	56.7	56.7	60.0

資料：健康福祉課資料（各年4月1日現在）

< 保育園の就園率の推移 >



資料：健康福祉課資料（各年4月1日現在）

令和6年度においては、乳児保育、休日保育、一時保育は3箇所、外国人児童保育は1箇所の保育園で実施されています。

<特別保育等利用の推移>

単位：上段（箇所）、下段（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児保育	実施箇所数	3	3	3	3	3
	実利用者数	27	29	23	18	23
延長保育 (18時以降)	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0
休日保育	実施箇所数	3	3	3	3	3
	実利用者数	0	6	5	5	4
一時保育	実施箇所数	3	3	3	3	3
	実利用者数	11	19	8	14	4
障がい児保育	実施箇所数	2	1	1	1	0
	実利用者数	4	2	2	2	0
外国人児童保育	実施箇所数	0	1	1	2	1
	実利用者数	0	1	1	3	2
特定保育	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0
病後児保育	実施箇所数	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0

資料：担当課実績（10月1日現在）

<令和6年度の乳児保育の状況>

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	3歳未満児の受入れ	6
三ツ星保育園		9
徳山聖母保育園		8

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

<令和6年度の休日保育の状況>

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	ゴールデンウィークや茶期の繁忙期に 家庭で保育に欠ける児童を保育する	3
三ツ星保育園		2
徳山聖母保育園		1

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

<令和6年度の一時保育の状況>

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	一時的に保育に欠ける児童を保育する	4
三ツ星保育園		3
徳山聖母保育園		2

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

<令和6年度の外国人児童保育の状況>

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
徳山聖母保育園	日本語の理解が難しい保護者へは、園からの連絡を日本語の分かる親族の協力を得るなどし、個別に行っている。 ※利用児童は、日本語の理解はできている。	2

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

②地域子育て支援センターの状況

川根本町には、地域子育て支援センターが2箇所あります。

<地域子育て支援センターの状況>

施設名	所在地	開設日時
ひだまり	川根本町元藤川201-1	火曜日～土曜日 9：00～16：00
こもれび	川根本町地名637-1	火曜日～土曜日 9：00～16：00

資料：健康福祉課資料（令和5年4月1日現在）

③家庭児童相談の状況

家庭児童相談の相談内容別相談件数の推移をみると、令和5年度においては、家族関係・その他の相談が各1件となっています。

<家庭児童相談の相談内容別相談件数（重複あり）の推移>

単位：(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
性格・生活習慣等	0	0	0	0	0
知能・言語	0	0	0	0	0
学校生活	0	1	2	0	0
家族関係	0	0	0	0	0
心身障がい	0	3	3	0	0
非行	0	0	0	0	1
環境福祉	0	0	0	0	0
その他	0	0	3	2	1
合計	0	4	8	2	2

資料：福祉行政報告例

④虐待通報の状況

虐待通報件数の推移をみると、令和2年度以降、通告件数が1件以上、相談件数も令和3年度以降が1件以上の件数があります。

<虐待通報件数の推移>

単位：(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通告件数	0	1	1	2	1
非該当件数	0	0	0	0	0
実件数	0	1	1	2	1
相談件数	0	0	1	2	1

資料：福祉行政報告例

⑤民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数と相談件数の推移をみると、令和元年度以降、民生委員・児童委員による相談件数は報告されていません。

民生委員・児童委員数は、令和5年度で30人、1人あたり担当世帯数は91世帯となっています。

<民生委員・児童委員数と相談件数の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員による 相談件数(件)	0	0	0	0	0
民生委員・児童委員数(人)	36	36	36	36	30
男性委員数(人)	13	13	13	13	13
女性委員数(人)	23	23	23	23	17
1人あたり担当世帯数 (世帯)	80	80	79	77	91

資料：健康福祉課資料（各年4月1日現在）

⑥放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは令和6年度には2箇所で開催しており、在籍者数は79人となっています。

<放課後児童クラブの推移>

単位：(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所（箇所）	2	2	2	2	2
在籍者数	91	93	94	94	79
中央小学校	26	29	24		
中川根第一小学校	17	21	25		
中川根南部小学校	19	18	16		
三ツ星学園 （令和5年度は三ツ星小学校）				73	60
光の森学園 （令和5年度まで本川根小学校）	29	25	29	21	19

資料：健康福祉課資料（令和5年度までは、各年度年度末時点。令和6年度のみ8月末時点）

<放課後児童クラブの実施状況>

クラブ名	障がい児 受入可否	開館日時	長期休暇時の対応	放課後児童 指導員(人)
中川根児童クラブ	可	下校時刻から18:00	8:00から18:00	3
本川根児童クラブ	可	下校時刻から18:00	8:00から18:00	2

資料：健康福祉課資料（令和5年4月1日現在）

⑦幼稚園の状況

幼稚園は、私立幼稚園が1件ありますが、令和5年度から休園となっています。

<幼稚園数・幼稚園児数の推移>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立	幼稚園数（園）	1	1	1	1	1
	認可定員数（人）	70	70	70	70	70
	在園児童数（人）	5	4	2	0	0
	就園率（%）	7.1	5.7	2.9	0.0	0.0

資料：健康福祉課資料（4月1日現在）

⑧小学校・中学校の状況

令和6年度から、これまでの小学校と中学校がひとつの学校となり、9年間の系統的な教育課程を行う義務教育学校となりました。

児童・生徒数の推移をみると、令和6年度で248人となっており、令和2年度以降、減少傾向にあります。

<小学校数・小学校児童数の推移>

単位：(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数		4	4	4	2	
中学校数		2	2	2	2	
義務教育学校数						2
小学生 (前期課程)	1年生	23	30	23	24	16
	2年生	30	23	28	21	26
	3年生	37	32	22	28	21
	4年生	39	37	32	25	27
	5年生	28	39	36	32	26
	6年生	31	27	39	37	32
中学生 (後期課程)	7年生	38	29	26	39	35
	8年生	25	38	28	27	38
	9年生	38	25	39	28	27
合計		289	280	273	261	248

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

⑨学校の状況

不登校・いじめの件数の推移をみると、令和5年度においては、小学校の不登校が4人、中学校の不登校が5人報告されています。また、小学校のいじめが3件報告されています。

<不登校・いじめの件数の推移>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	不登校(人)	0	0	2	0	4
	いじめ(件)	0	0	3	2	3
中学校	不登校(人)	4	2	2	1	5
	いじめ(件)	0	0	0	0	0

資料：教育総務課資料（令和6年9月17日現在）

第2節 アンケート調査にみる現状

(1) 調査概要

①調査対象

- 就学前児童保護者：川根本町内在住の就学前児童を持つ保護者
- 小学校児童保護者：川根本町内在住の小学校児童を持つ保護者
- 小学生：川根本町内在住の小学校5・6年生児童
- 中学生：川根本町内在住の中学生
- 高校生：川根本町内在住の高校生及び県立川根高校に通う高校生
- こども・若者：川根本町在住の18歳～39歳

②調査方法

- 就学前児童保護者：郵送配布・郵送回収
- 小学校児童保護者：施設配布・施設回収
- 小学生・中学生：施設配布・施設回収
- 高校生：郵送配布、施設配布・郵送回収、WEB回答
- こども・若者：郵送配布・郵送回収、WEB回答

③調査期間

- 就学前児童保護者：令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）
- 小学校児童保護者：令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）
- 小学生・中学生：令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）
- 高校生：令和6年1月30日（火）～令和6年2月22日（木）
- こども・若者：令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月）

④回収状況

	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	76	53	53	69.7%
小学校児童保護者	91	72	72	79.1%
小学生	69	60	60	87.0%
中学生	96	89	89	92.7%
高校生	149	108	108	72.5%
こども・若者	733	170	169	23.1%

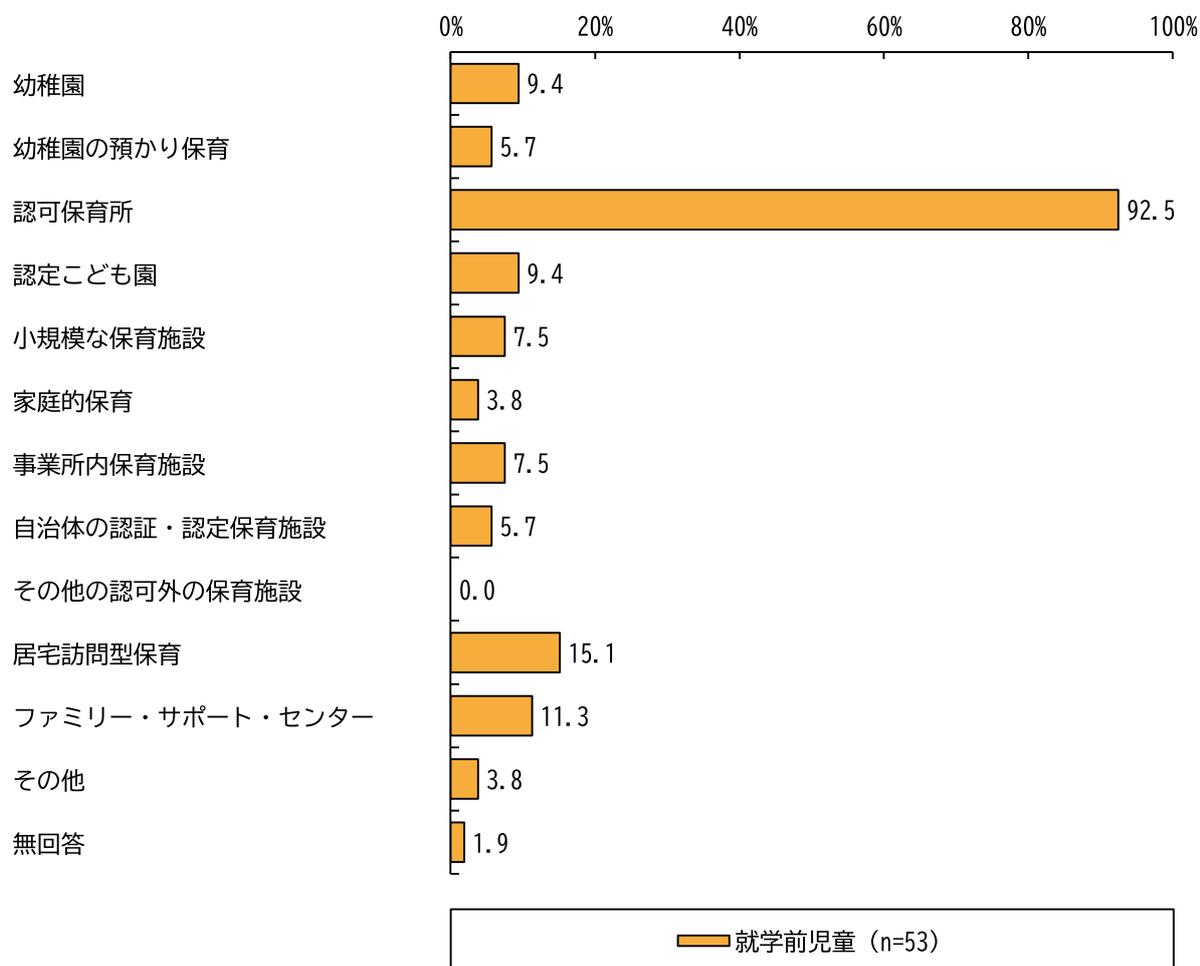
※有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

⑤結果を見る際の注意点

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 調査結果【就学前児童保護者・小学校児童保護者】

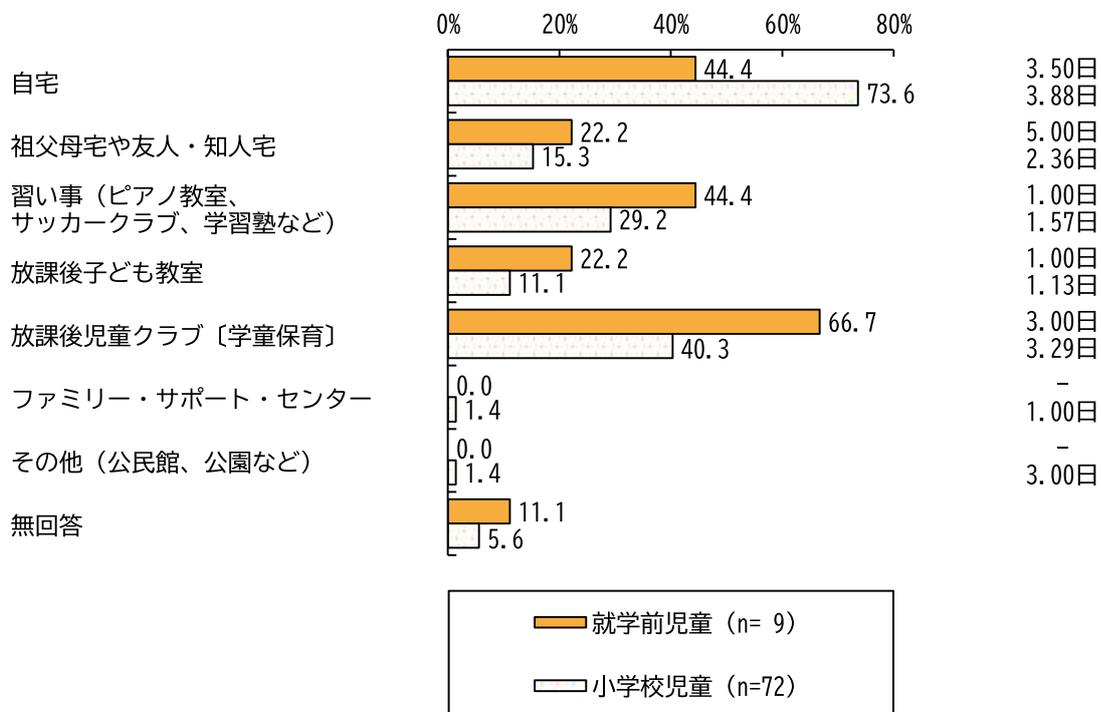
1 平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業〈複数回答〉



「認可保育所」が92.5%と最も多く、次いで「居宅訪問型保育」が15.1%、「ファミリー・サポート・センター」が11.3%などとなっています。

2 小学校低学年時の放課後の過ごし方〈複数・数量回答〉
(就学前児童は今後の希望、小学校児童は現状及び今後の希望)

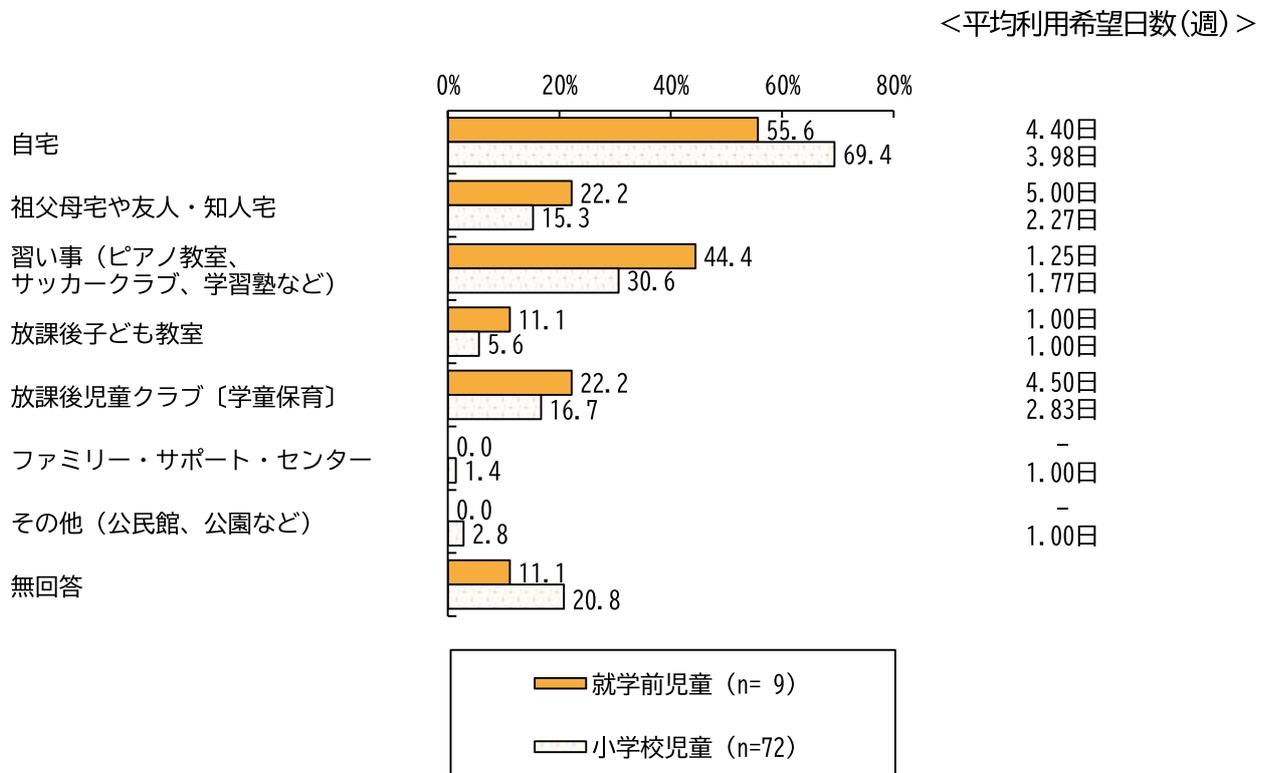
<平均利用希望日数(週)>



就学前児童保護者では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が66.7%と最も多く、次いで「自宅」、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が44.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」が22.2%などとなっています。

小学校児童保護者では、「自宅」が73.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が40.3%、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が29.2%などとなっています。

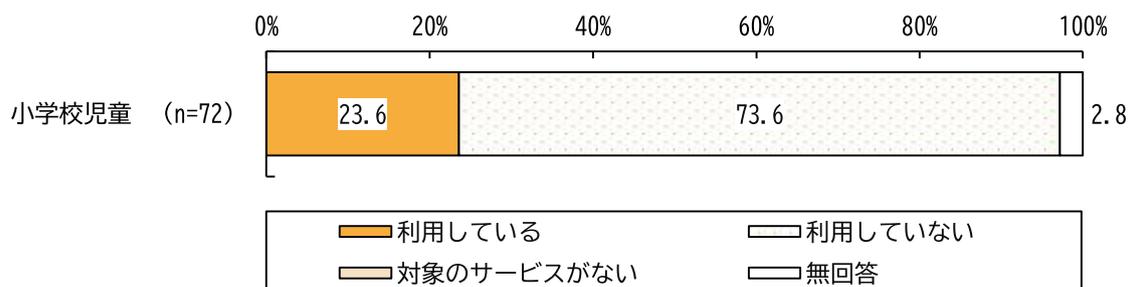
3 小学校高学年時の放課後の過ごし方〈複数・数量回答〉 (就学前児童は今後の希望、小学校児童は現状及び今後の希望)



就学前児童保護者では、「自宅」が55.6%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が44.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が22.2%などとなっています。

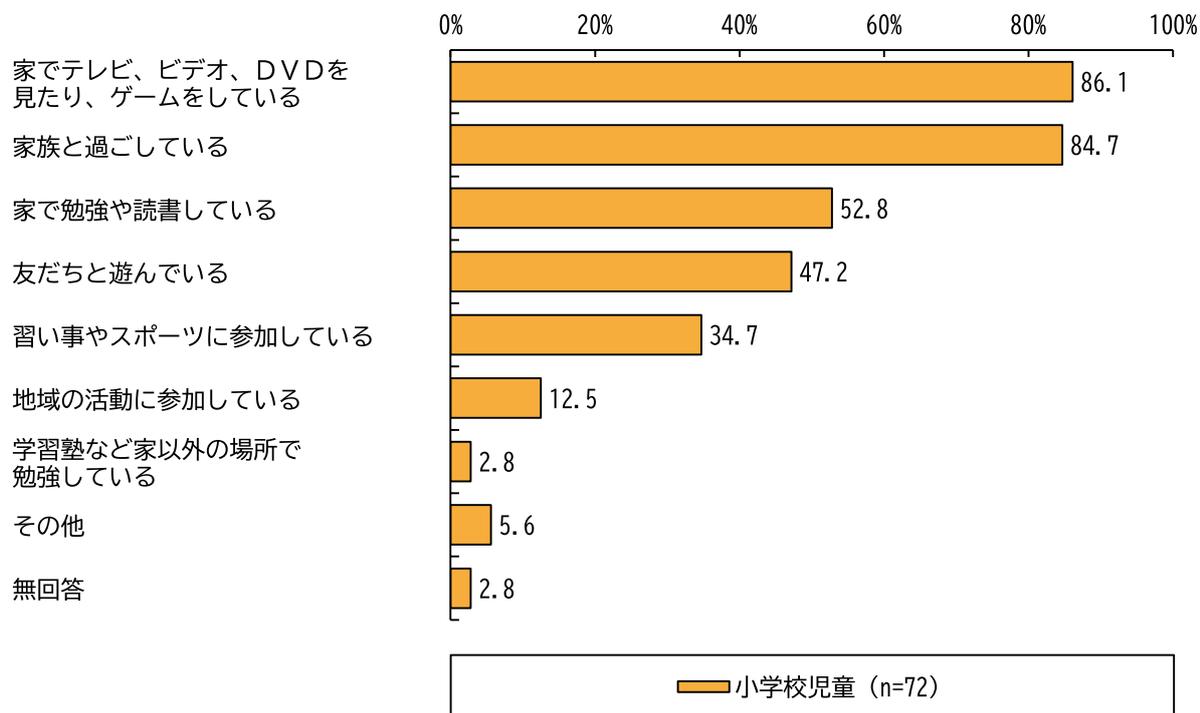
小学校児童保護者では、「自宅」が69.4%と最も多く、次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が30.6%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が16.7%などとなっています。

4 放課後子ども教室の利用状況〈単数回答〉



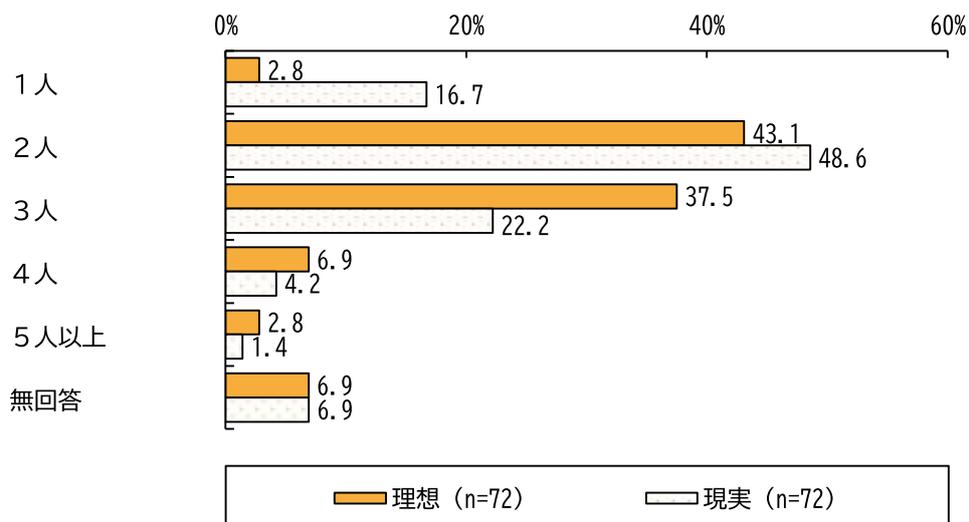
「利用している」が23.6%、「利用していない」が73.6%となっています。

5 こどもは学校が休みの日は何をしているか〈複数回答〉



「家でテレビ、ビデオ、DVDを見たり、ゲームをしている」が86.1%と最も多く、次いで「家族と過ごしている」が84.7%、「家で勉強や読書している」が52.8%などとなっています。

6 理想のこどもの人数・現実的に子育て可能なこどもの人数〈数量回答〉

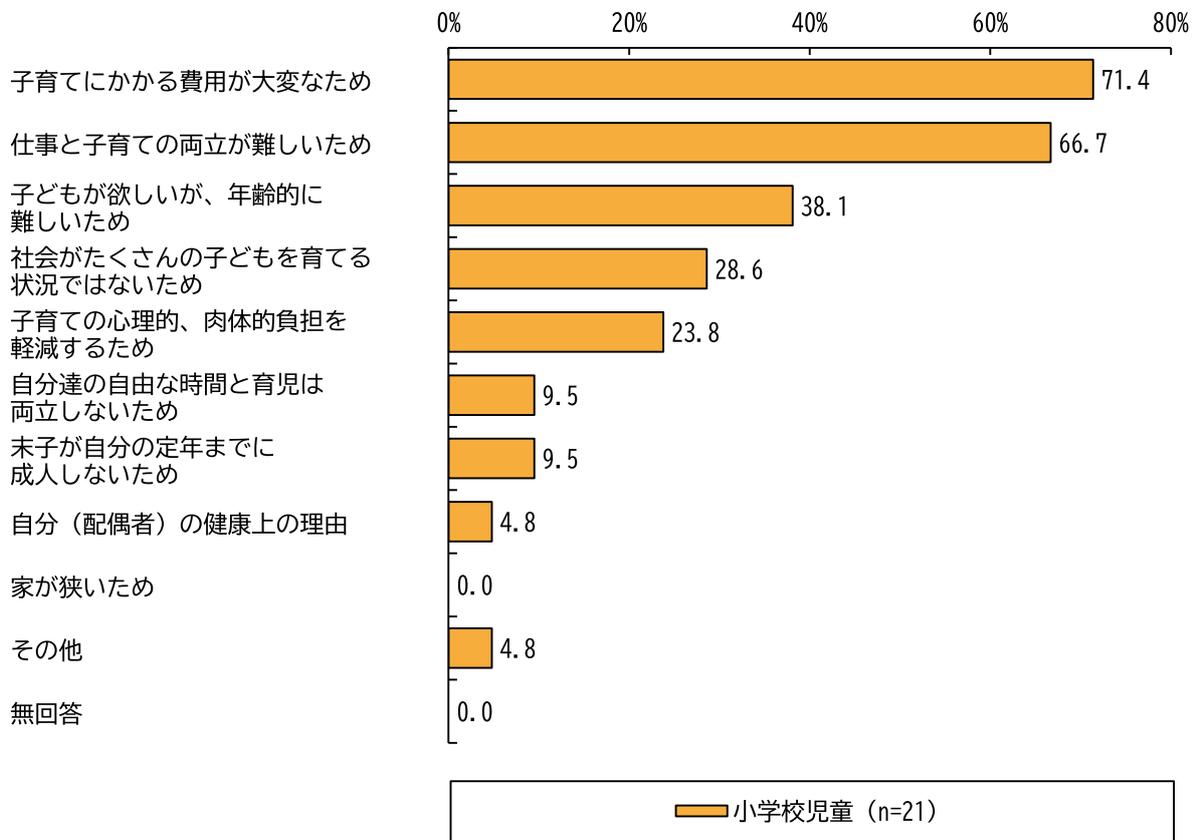


理想では、「2人」が43.1%と最も多く、次いで「3人」が37.5%、「4人」が6.9%などとなっています。

現実では、「2人」が48.6%と最も多く、次いで「3人」が22.2%、「1人」が16.7%などとなっています。

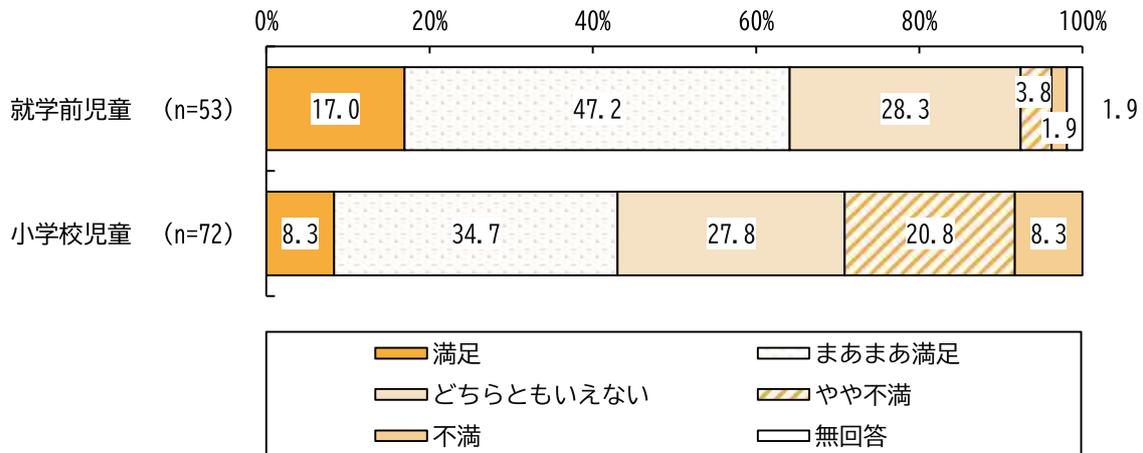
7 理想よりも現実的に子育て可能なこどもの人数が少ない理由〈複数回答〉

理想のこどもの人数より、現実的に子育て可能なこどもの人数が少ない人のみ



「子育てにかかる費用が大変なため」が71.4%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が66.7%、「子どもが欲しいが、年齢的に難しいため」が38.1%などとなっています。

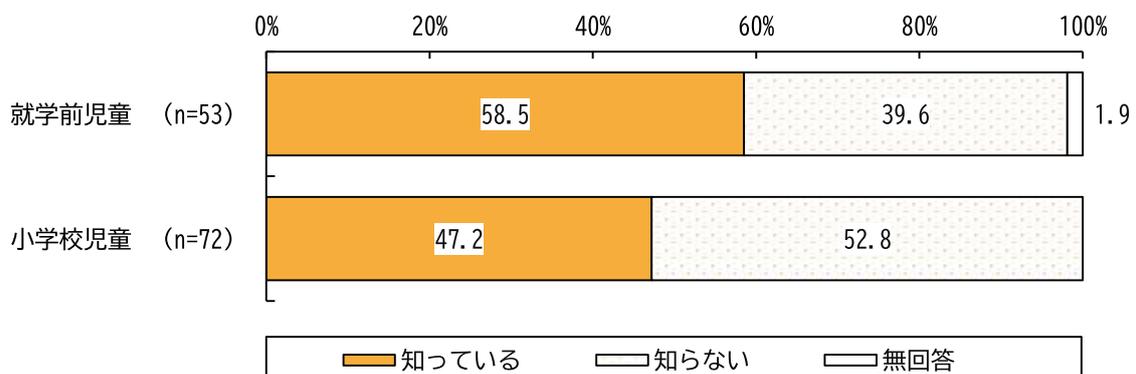
8 川根本町における子育て環境や支援の満足度〈単数回答〉



就学前児童保護者では、「まあまあ満足」が47.2%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が28.3%、「満足」が17.0%などとなっています。

小学校児童保護者では、「まあまあ満足」が34.7%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が27.8%、「やや不満」が20.8%などとなっています。

9 『親子でお出かけ公園マップ』のホームページの認知〈単数回答〉

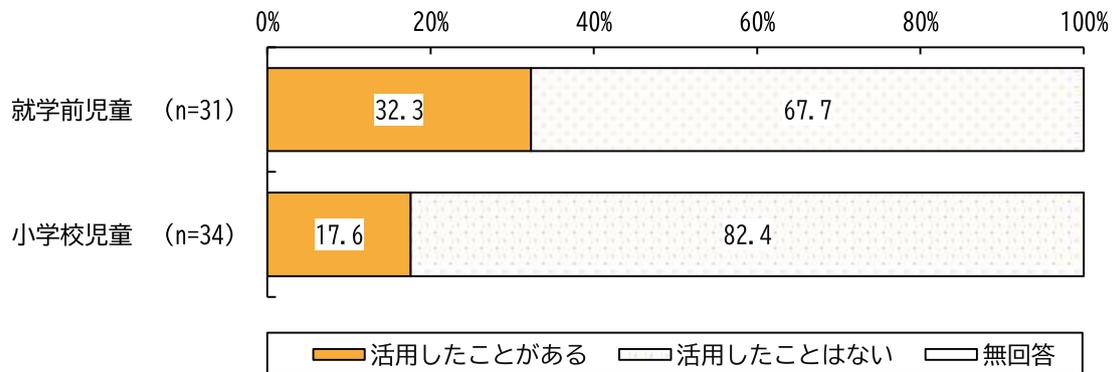


就学前児童保護者では、「知っている」が58.5%、「知らない」が39.6%となっています。

小学校児童保護者では、「知っている」が47.2%、「知らない」が52.8%となっています。

10 『親子でお出かけ公園マップ』の活用〈単数回答〉

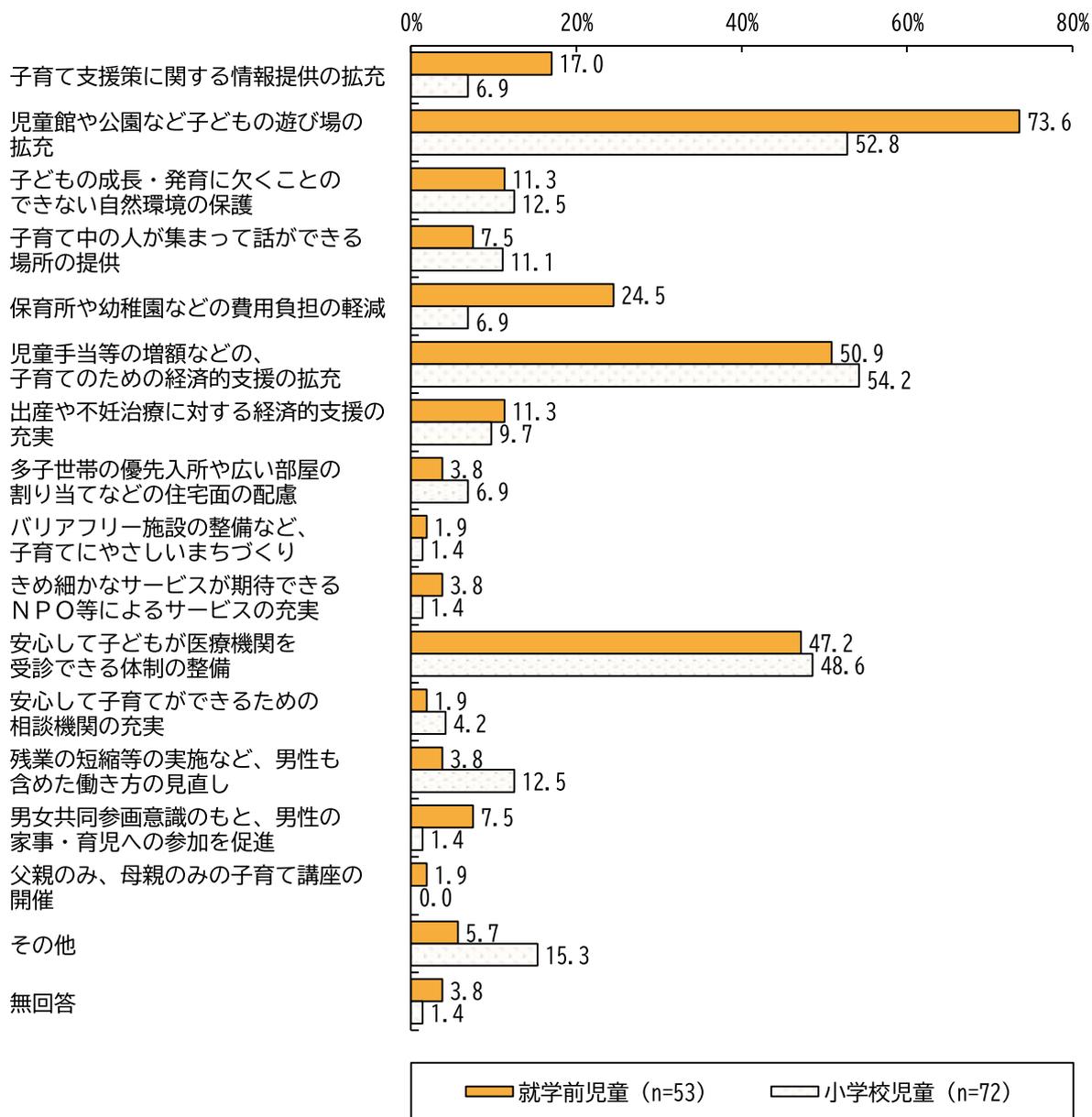
『親子でお出かけ公園マップ』を「知っている」と答えた人のみ



就学前児童保護者では、「活用したことがある」が32.3%、「活用したことはない」が67.7%となっています。

小学校児童保護者では、「活用したことがある」が17.6%、「活用したことはない」が82.4%となっています。

11 町に対して期待していること〈複数回答〉

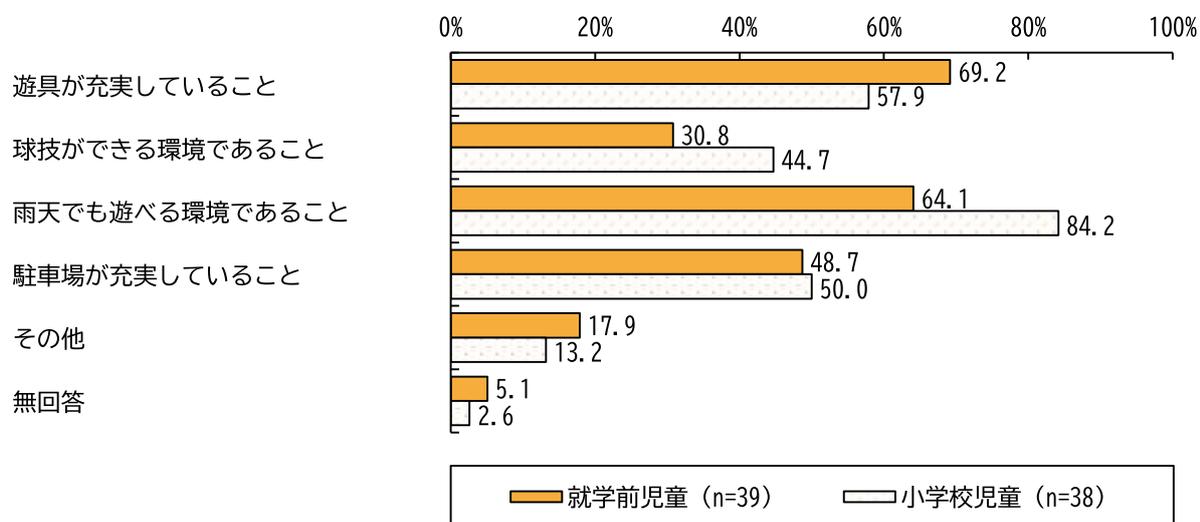


就学前児童保護者では、「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が73.6%と最も多く、次いで「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」が50.9%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が47.2%などとなっています。

小学校児童保護者では、「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」が54.2%と最も多く、次いで「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が52.8%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が48.6%などとなっています。

12 どのような遊び場を希望するか〈複数回答〉

子育て支援の充実希望で「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」と答えた人のみ

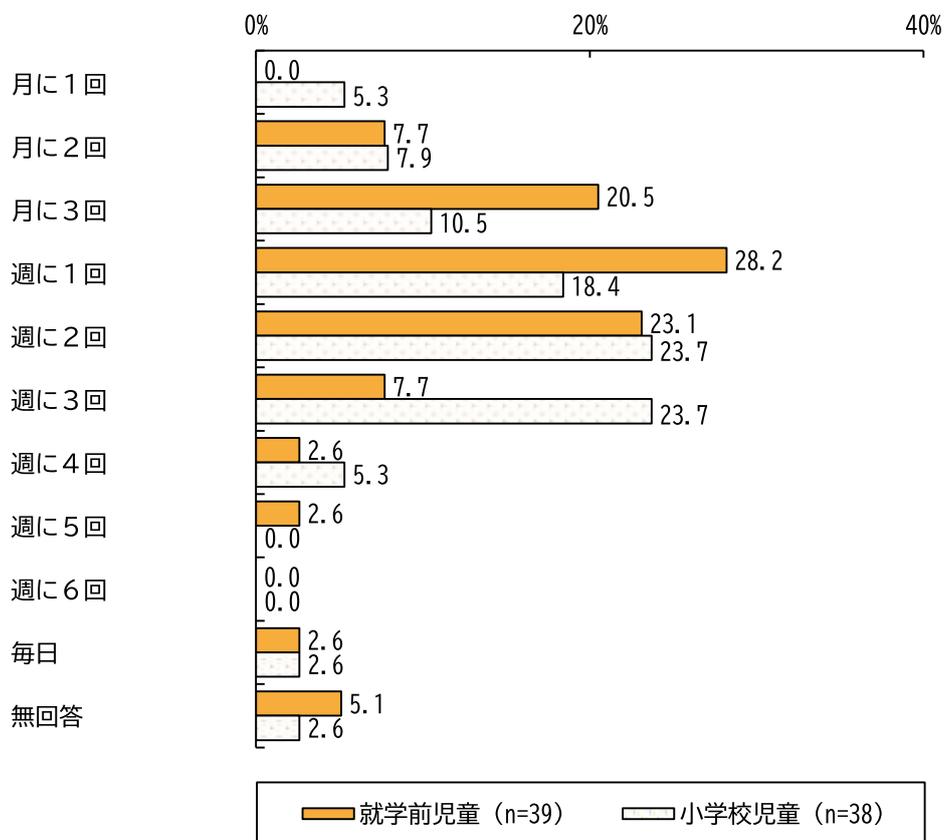


就学前児童保護者では、「遊具が充実していること」が69.2%と最も多く、次いで「雨天でも遊べる環境であること」が64.1%、「駐車場が充実していること」が48.7%などとなっています。

小学校児童保護者では、「雨天でも遊べる環境であること」が84.2%と最も多く、次いで「遊具が充実していること」が57.9%、「駐車場が充実していること」が50.0%などとなっています。

13 希望する遊び場が整備された際の利用頻度〈単数回答〉

子育て支援の充実希望で「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」と答えた人のみ

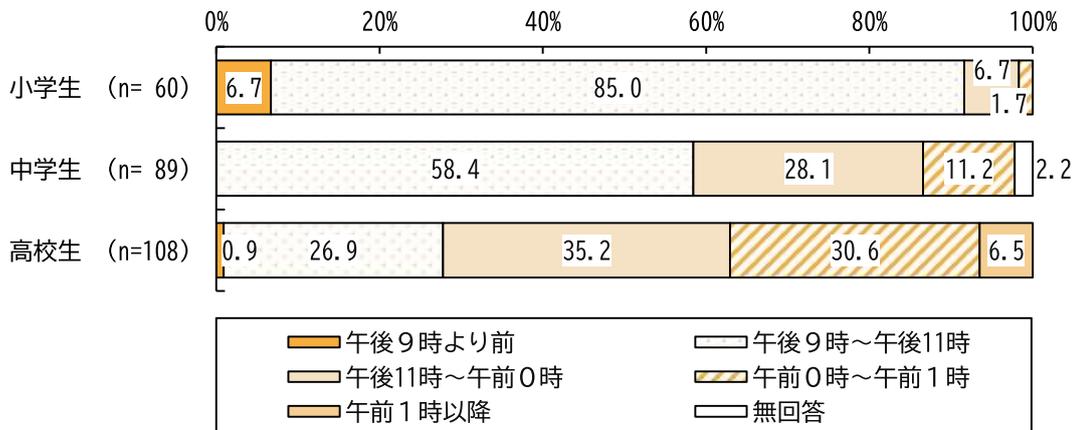


就学前児童保護者では、「週に1回」が28.2%と最も多く、次いで「週に2回」が23.1%、「月に3回」が20.5%などとなっています。

小学校児童保護者では、「週に2回」、「週に3回」が23.7%と最も多く、次いで「週に1回」が18.4%、「月に3回」が10.5%などとなっています。

(3) 調査結果【小学生・中学生・高校生】

1 寝る時間〈単数回答〉

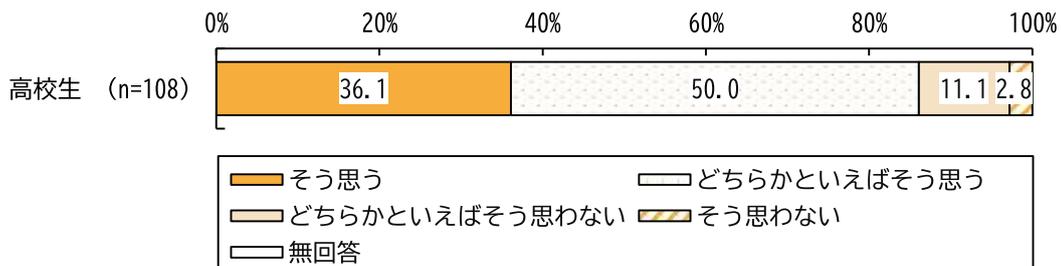


小学生では、「午後9時～午後11時」が85.0%と最も多く、次いで「午後9時より前」、「午後11時～午前0時」が6.7%、「午前0時～午前1時」が1.7%となっています。

中学生では、「午後9時～午後11時」が58.4%と最も多く、次いで「午後11時～午前0時」が28.1%、「午前0時～午前1時」が11.2%となっています。

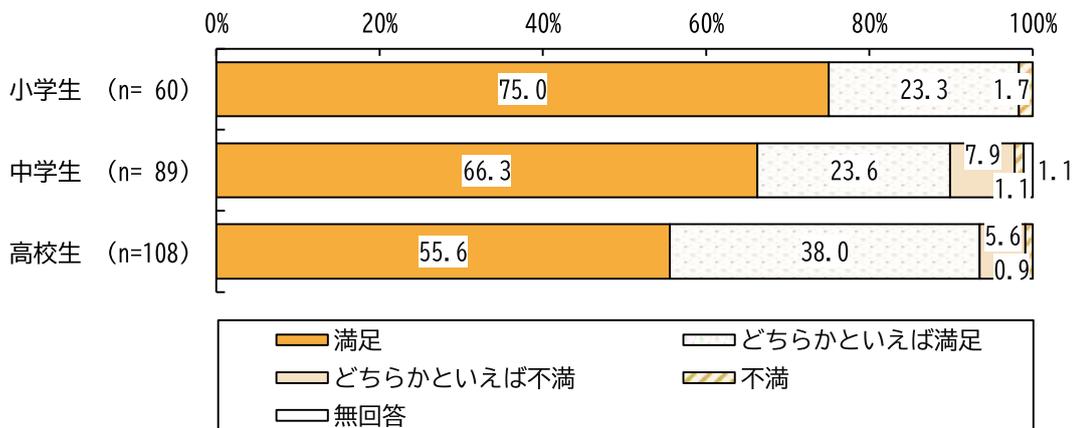
高校生では、「午後11時～午前0時」が35.2%と最も多く、次いで「午前0時～午前1時」が30.6%、「午後9時～午後11時」が26.9%などとなっています。

2 学校に行くのは楽しいか〈単数回答〉



「そう思う」が36.1%、「どちらかといえばそう思う」が50.0%、「どちらかといえばそう思わない」が11.1%、「そう思わない」が2.8%となっています。

3 友だちとの関係の満足度〈単数回答〉

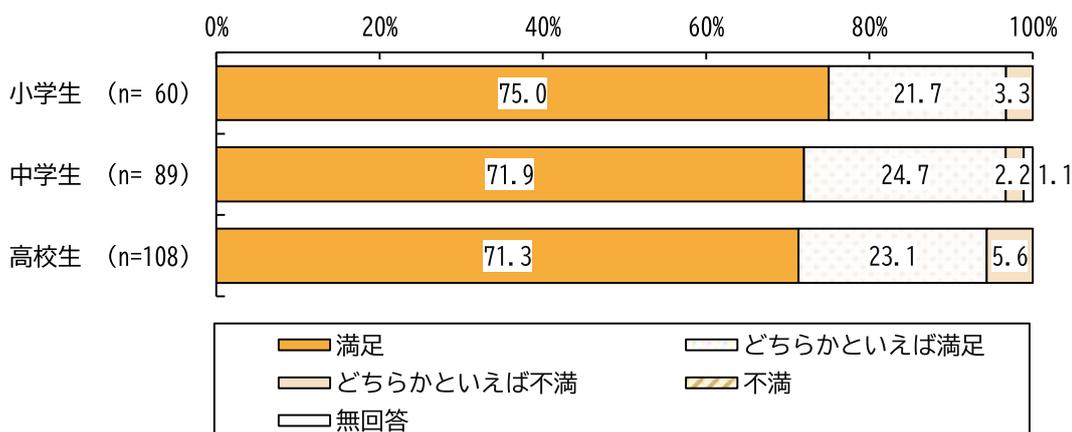


小学生では、「満足」が75.0%、「どちらかといえば満足」が23.3%、「不満」が1.7%となっています。

中学生では、「満足」が66.3%、「どちらかといえば満足」が23.6%、「どちらかといえば不満」が7.9%、「不満」が1.1%となっています。

高校生では、「満足」が55.6%、「どちらかといえば満足」が38.0%、「どちらかといえば不満」が5.6%、「不満」が0.9%となっています。

4 家族との関係の満足度〈単数回答〉

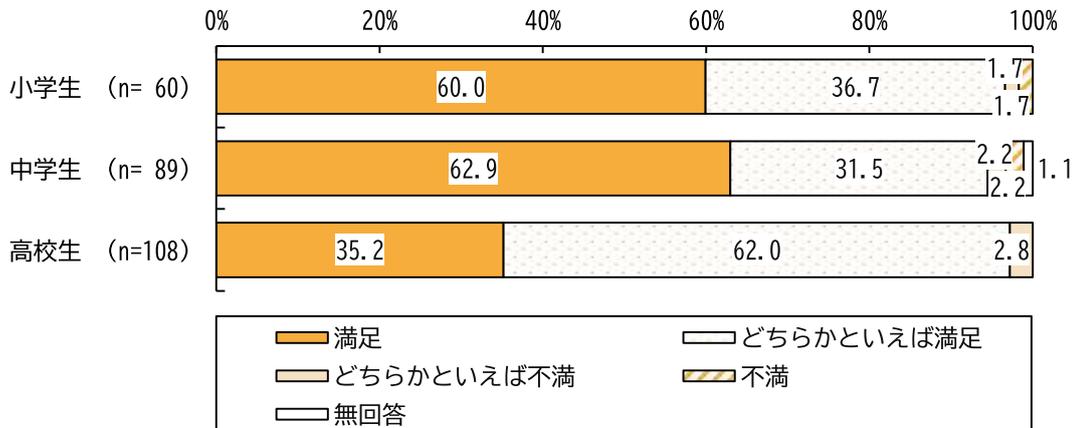


小学生では、「満足」が75.0%、「どちらかといえば満足」が21.7%、「どちらかといえば不満」が3.3%となっています。

中学生では、「満足」が71.9%、「どちらかといえば満足」が24.7%、「どちらかといえば不満」が2.2%となっています。

高校生では、「満足」が71.3%、「どちらかといえば満足」が23.1%、「どちらかといえば不満」が5.6%となっています。

5 学校の先生等との関係の満足度〈単数回答〉

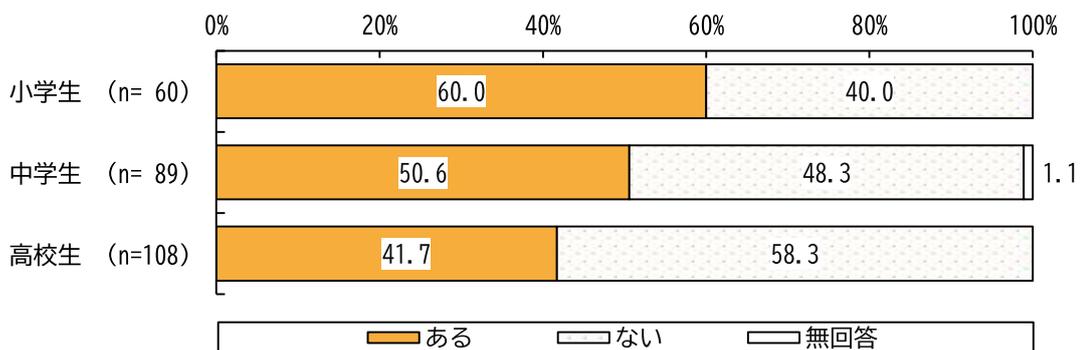


小学生では、「満足」が60.0%、「どちらかといえば満足」が36.7%、「どちらかといえば不満」が1.7%、「不満」が1.7%となっています。

中学生では、「満足」が62.9%、「どちらかといえば満足」が31.5%、「どちらかといえば不満」が2.2%、「不満」が2.2%となっています。

高校生では、「満足」が35.2%、「どちらかといえば満足」が62.0%、「どちらかといえば不満」が2.8%となっています。

6 悩みや心配ごとの有無〈単数回答〉



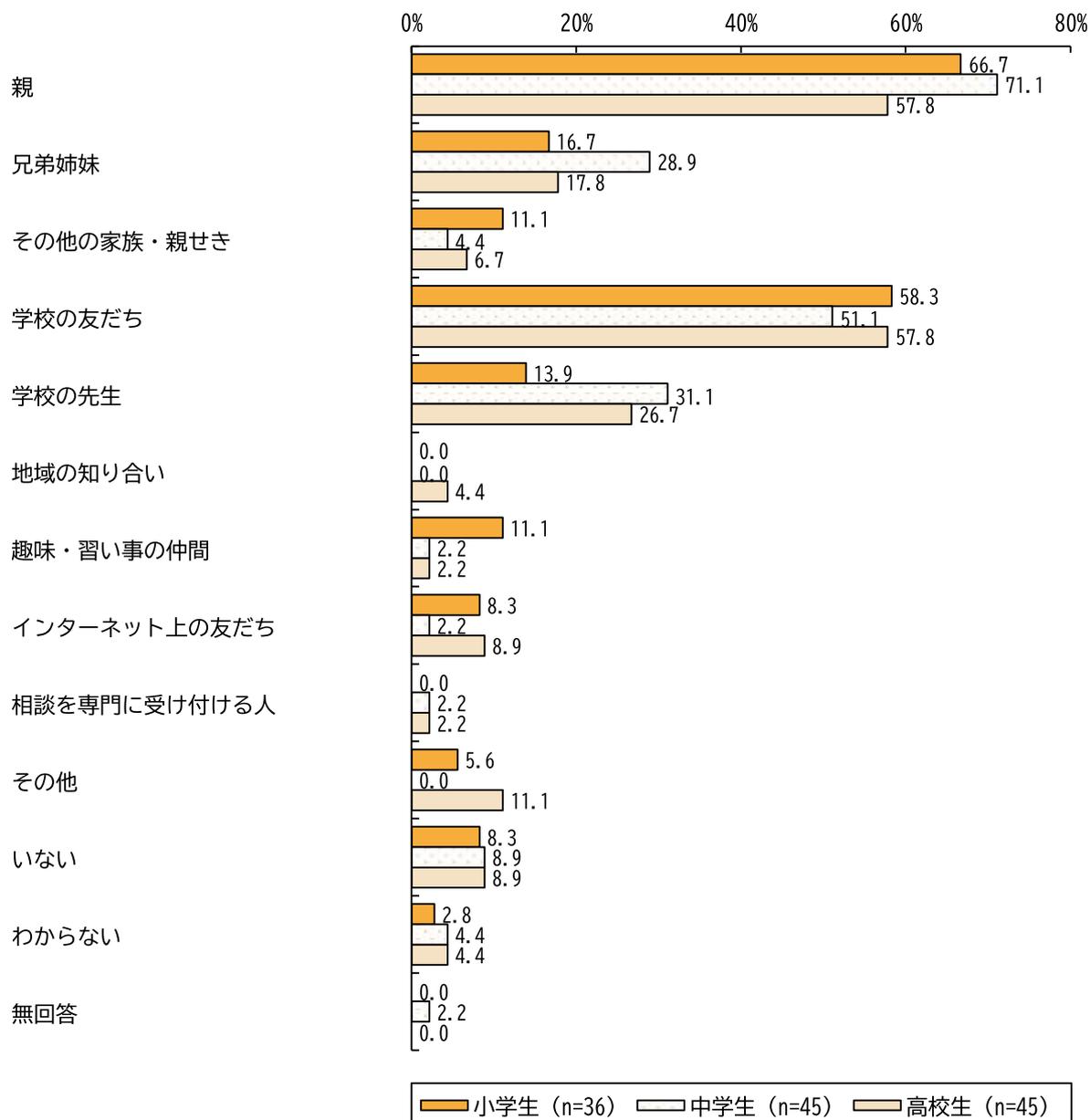
小学生では、「ある」が60.0%、「ない」が40.0%となっています。

中学生では、「ある」が50.6%、「ない」が48.3%となっています。

高校生では、「ある」が41.7%、「ない」が58.3%となっています。

7 困ったときの相談先〈複数回答〉

悩みや心配ごとが「ある」と答えた人のみ

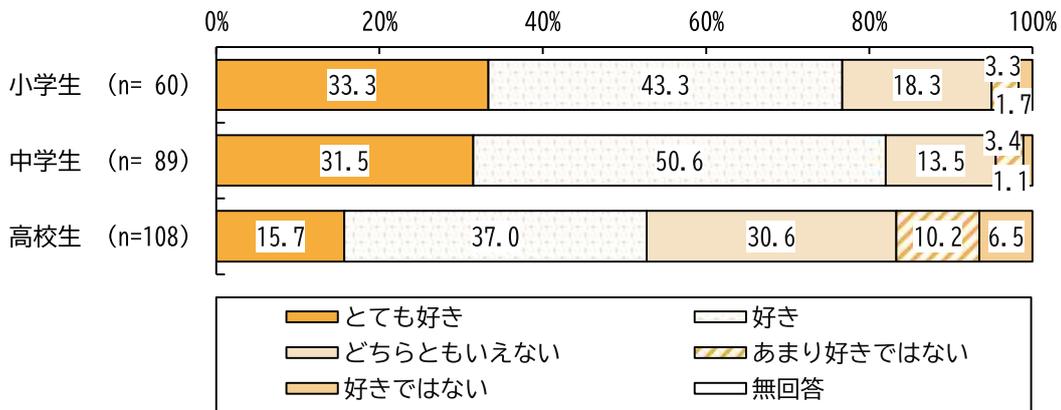


小学生では、「親」が66.7%と最も多く、次いで「学校の友だち」が58.3%、「兄弟姉妹」が16.7%などとなっています。

中学生では、「親」が71.1%と最も多く、次いで「学校の友だち」が51.1%、「学校の先生」が31.1%などとなっています。

高校生では、「親」、「学校の友だち」が57.8%と最も多く、次いで「学校の先生」が26.7%、「兄弟姉妹」が17.8%などとなっています。

8 川根本町が好きか〈単数回答〉

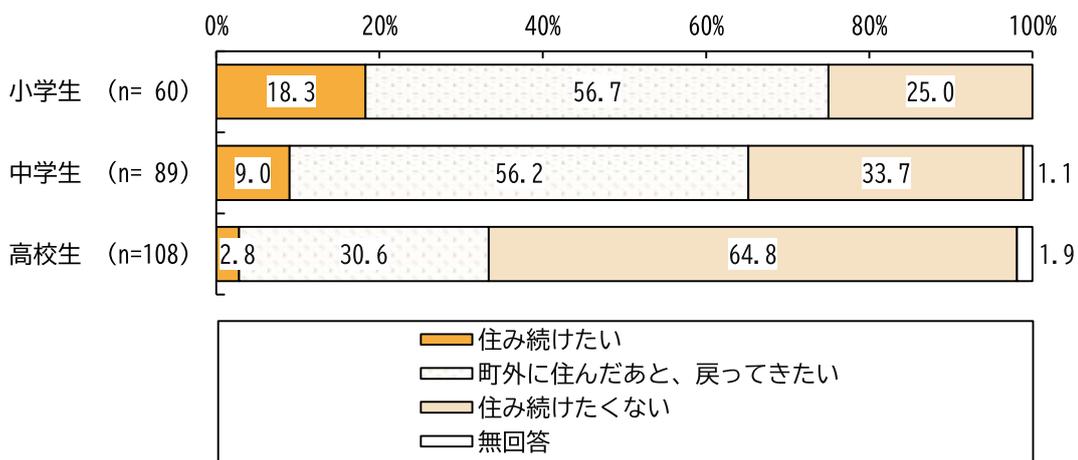


小学生では、「好き」が43.3%と最も多く、次いで「とても好き」が33.3%、「どちらともいえない」が18.3%などとなっています。

中学生では、「好き」が50.6%と最も多く、次いで「とても好き」が31.5%、「どちらともいえない」が13.5%などとなっています。

高校生では、「好き」が37.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が30.6%、「とても好き」が15.7%などとなっています。

9 川根本町に住み続けたいか〈単数回答〉

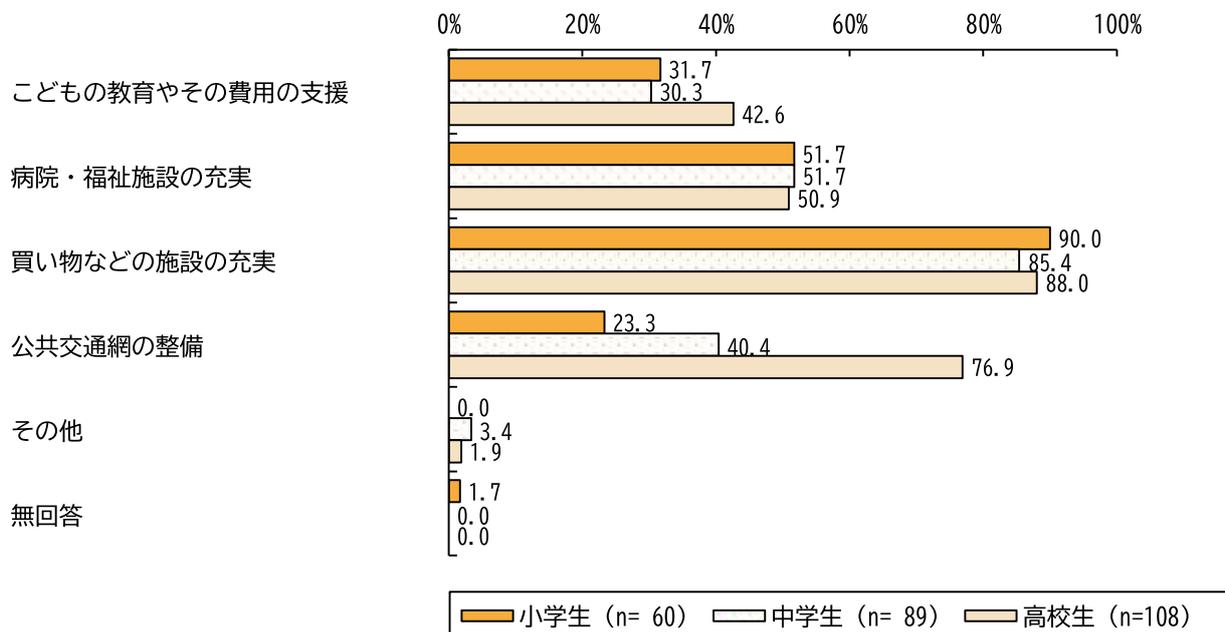


小学生では、「住み続けたい」が18.3%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が56.7%、「住み続けたくない」が25.0%となっています。

中学生では、「住み続けたい」が9.0%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が56.2%、「住み続けたくない」が33.7%となっています。

高校生では、「住み続けたい」が2.8%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が30.6%、「住み続けたくない」が64.8%となっています。

10 川根本町に住み続けていくにはどのようなサービスが必要か〈複数回答〉



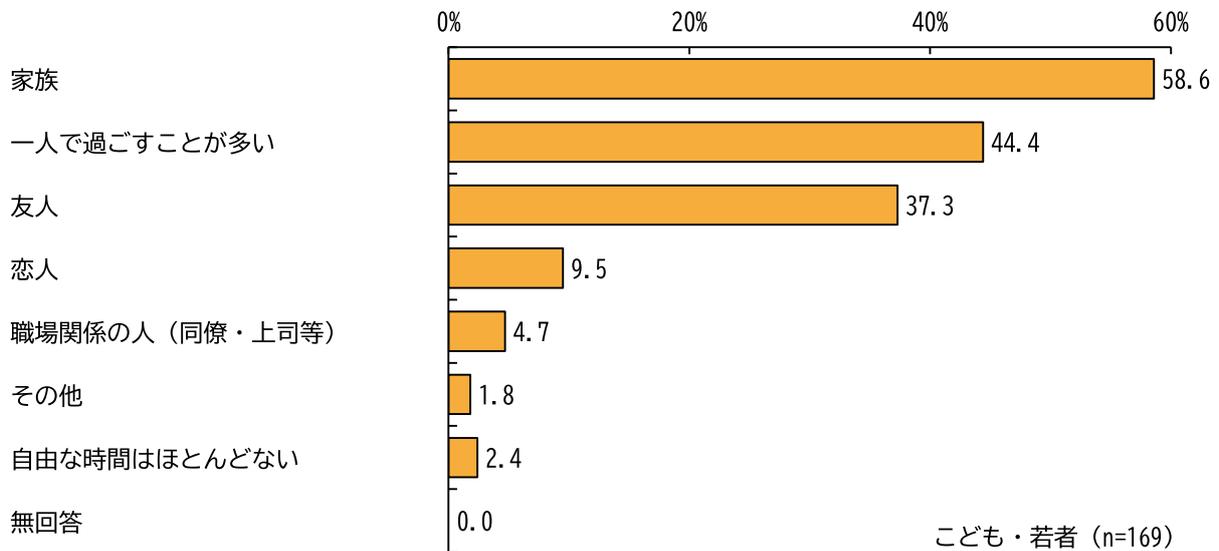
小学生では、「買い物などの施設の充実」が90.0%と最も多く、次いで「病院・福祉施設の充実」が51.7%、「こどもの教育やその費用の支援」が31.7%などとなっています。

中学生では、「買い物などの施設の充実」が85.4%と最も多く、次いで「病院・福祉施設の充実」が51.7%、「公共交通網の整備」が40.4%などとなっています。

高校生では、「買い物などの施設の充実」が88.0%と最も多く、次いで「公共交通網の整備」が76.9%、「病院・福祉施設の充実」が50.9%などとなっています。

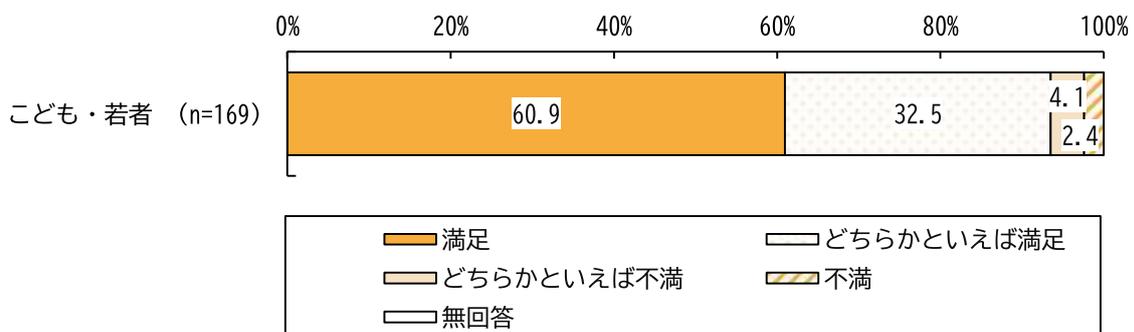
(4) 調査結果【こども・若者】

1 自由な時間を一緒に過ごす場合の相手〈複数回答〉



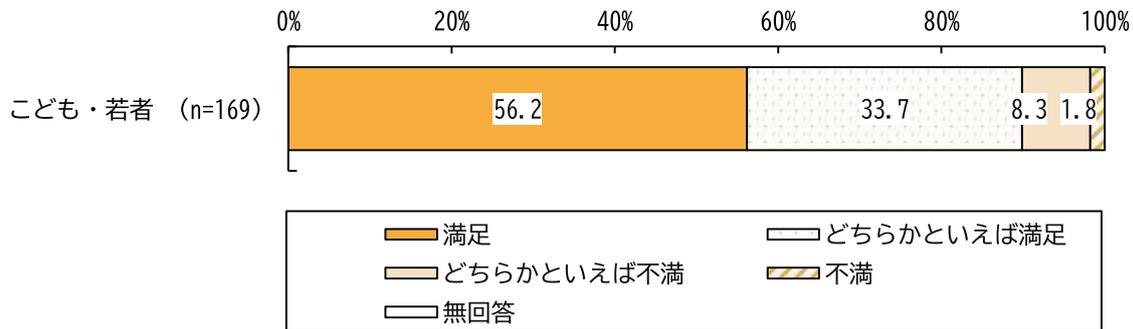
「家族」が58.6%と最も多く、次いで「一人で過ごすことが多い」が44.4%、「友人」が37.3%などとなっています。

2 友人との関係の満足度〈単数回答〉



「満足」が60.9%、「どちらかといえば満足」が32.5%、「どちらかといえば不満」が4.1%、「不満」が2.4%となっています。

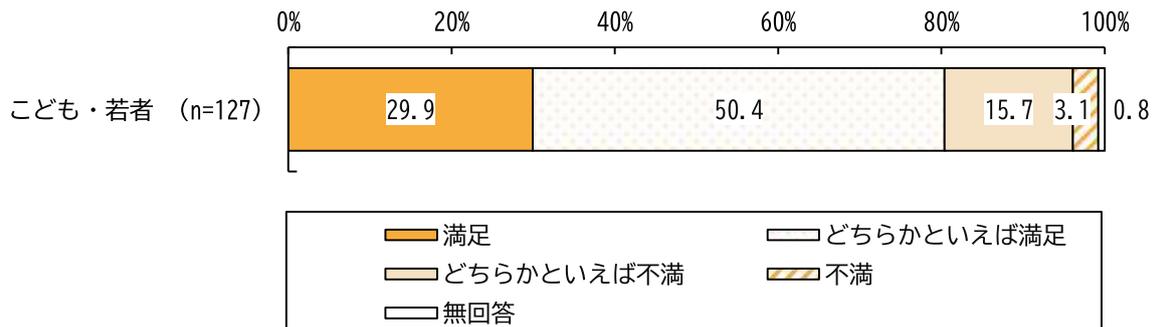
3 家族との関係の満足度〈単数回答〉



「満足」が56.2%、「どちらかといえば満足」が33.7%、「どちらかといえば不満」が8.3%、「不満」が1.8%となっています。

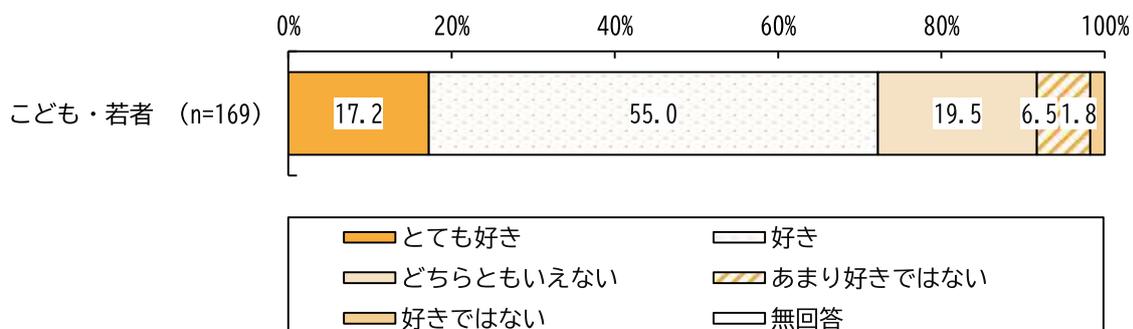
4 職場の人との関係の満足度〈単数回答〉

就職されている人のみ



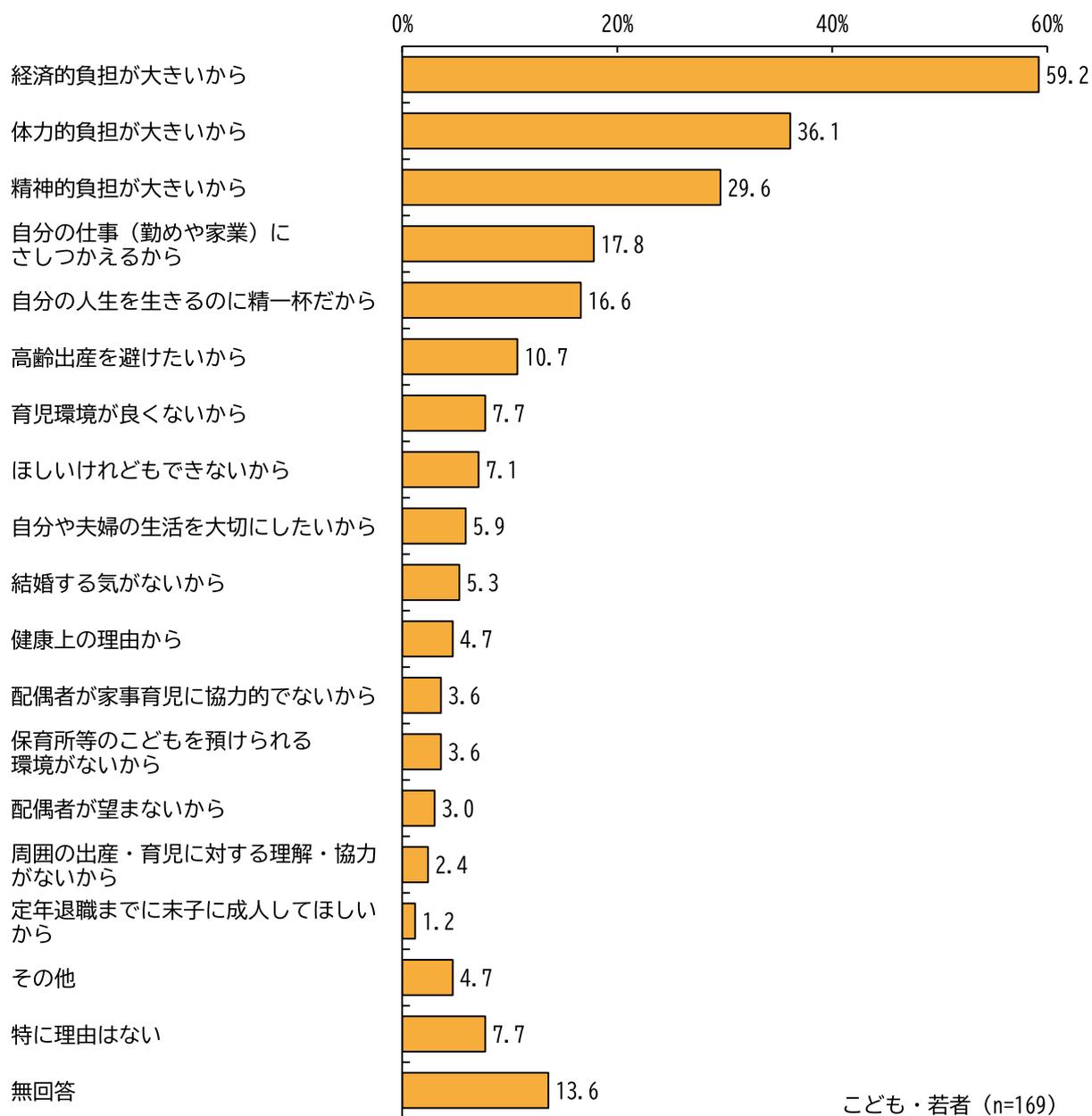
「満足」が29.9%、「どちらかといえば満足」が50.4%、「どちらかといえば不満」が15.7%、「不満」が3.1%となっています。

5 川根本町への好感度〈単数回答〉



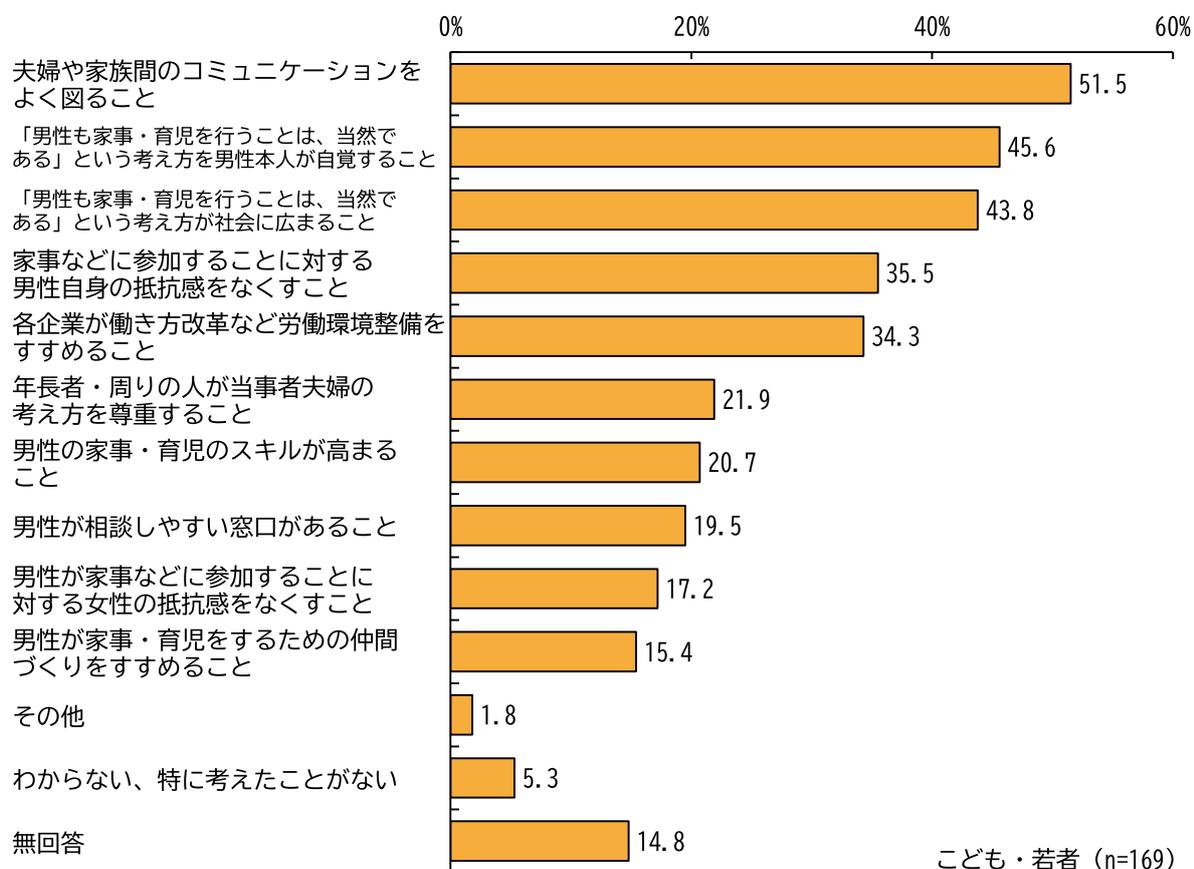
「好き」が55.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が19.5%、「とても好き」が17.2%などとなっています。

6 理想のこどもの人数を持つ際の問題、こどもを持つつもりにならない理由 (複数回答)



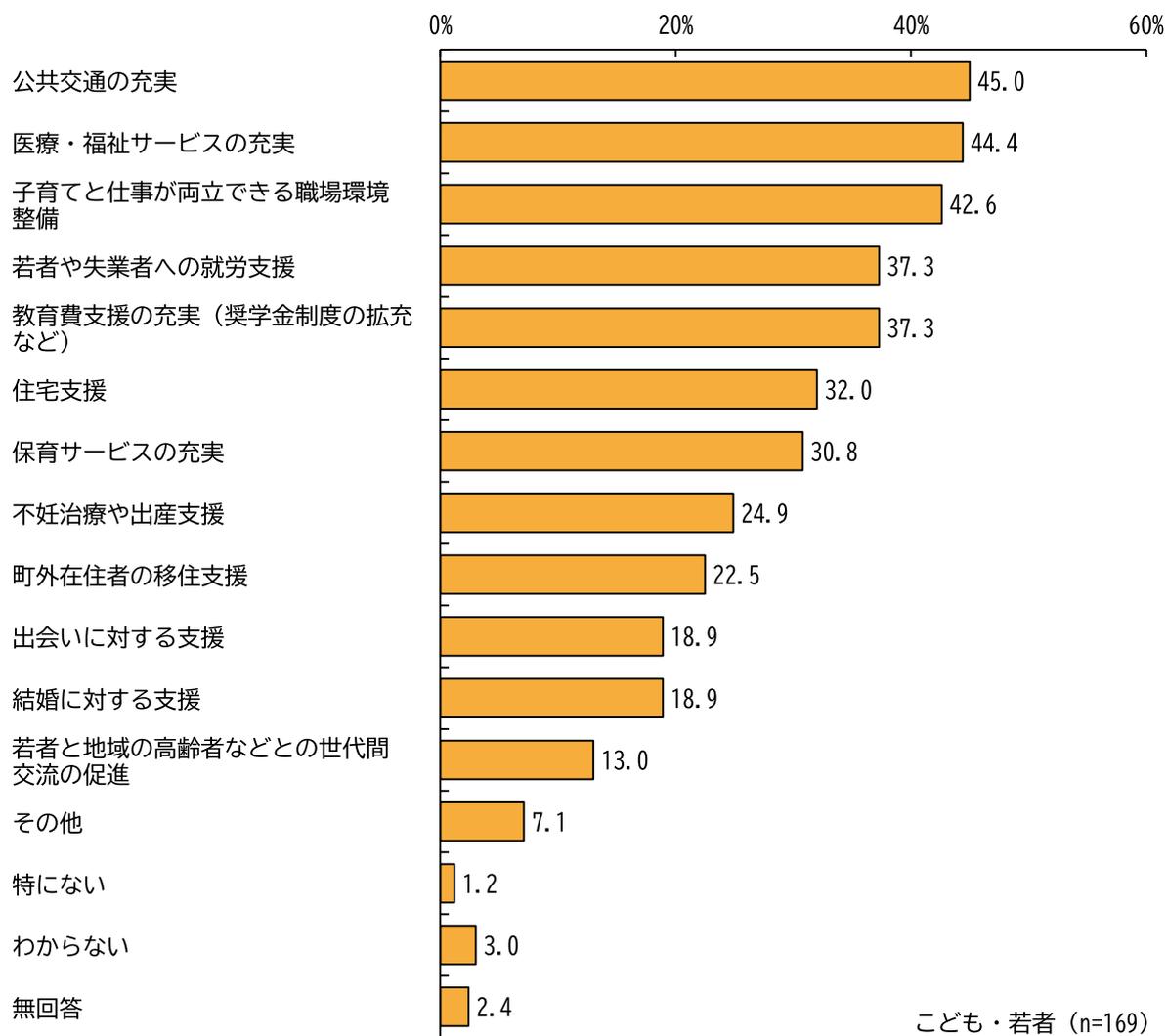
「経済的負担が大きいため」が59.2%と最も多く、次いで「体力的負担が大きいため」が36.1%、「精神的負担が大きいため」が29.6%などとなっています。

7 男性の家事・育児参画をすすめるために必要なこと〈複数回答〉



「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」が51.5%と最も多く、次いで「男性も家事・育児を行うことは、当然である」という考え方を男性本人が自覚すること」が45.6%、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」という考え方が社会に広まること」が43.8%などとなっています。

8 人口減少・少子化対策をすすめる上で、川根本町に充実してほしい施策
〈複数回答〉



「公共交通の充実」が45.0%と最も多く、次いで「医療・福祉サービスの充実」が44.4%、「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」が42.6%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

当町では、「豊かな自然に抱かれてかがやく未来～わくわくと 共に育てよう川根本町のこどもたち～」を基本理念として、次世代育成支援計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定し、こども・子育て施策を推進してきました。平成29年度に策定した第2次川根本町総合計画における、子育て支援の目指す方向性では「自然とのふれあいなど、地域特性を活かした取組をすすめて、結婚・出産・子育てがしやすい環境を作ります」と掲げられており、これまでの基本理念は総合計画における目指す方向性と同じであるといえます。「川根本町こども計画」においても、これまでの理念を踏襲し、さらなる施策の拡充に取り組みます。

基本理念

**豊かな自然に抱かれてかがやく未来
～わくわくと 共に育てよう川根本町のこどもたち～**

こどもの権利について

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中すべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。この条約は平成元年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

子どもの権利条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であるという考え方に大きく転換させた条約であり、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方として次の4つの原則が掲げられています。

当町においても、「こどもは権利の主体である」という考え方のもと、施策を推進します。

●差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

●こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

●生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

第2節 基本目標

基本理念を達成するために、以下の4つを基本目標に掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 こども・子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が安心して子育てをするためには、教育・保育サービスを充実させるとともに、こどもたちがその子らしく成長できる支援や不安や悩みを抱える子育て家庭のための相談支援など、これまで町にはなかった仕組みや支援が求められています。

現在ある教育・保育サービスの充実や相談支援体制の充実、各種サービスに関する情報提供、地域で一体となって支援する環境づくりの再構築などを通じて、こども・子育て支援サービスの充実を図っていきます。

基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進

結婚・出産・子育てを希望する人がその希望をかなえ、こどもを持つ家庭が家庭生活と子育ての両立ができ、希望するこどもを持つことができる環境の整備が必要です。

この町で自分の家族を持ち、自分の理想の家庭を築いていけるよう、地域の特性に応じた支援や環境整備に取り組んでいきます。

基本目標3 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援

すべてのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず誰一人取り残されることなく幸せに生活でき、生きづらさを感じない環境の整備が必要です。

また、児童虐待防止対策の推進や、外国人子育て家庭、障がい児への支援、相談体制の充実を通じて、困難を抱えるこども・若者やその家族を支援していきます。

基本目標4 子育てができる環境づくり

子育てしやすい環境の整備は、すべての子育て家庭が子育てに前向きに取り組むために必要不可欠です。子育てに係る既存の各種経済支援や遊び場の維持拡充、防犯体制や地域医療体制の充実を通じて、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいきます。